

さ情審査答申第268号
令和6年7月1日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 池 上 純 一

答 申 書

平成29年6月8日付けで貴職から受けた、「行政情報開示請求書 浦569の期間延長に関する起案文書等及び第三者に関する情報が記録された部分がかかるもの並びに意見を聴取したことがわかるもの」（以下「本件対象行政情報」という。）の一部開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、平成29年3月21日付け都東鉄第1371号により、さいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分は妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分を取り消し、第三者に意見を聴取した行政情報の開示を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び口頭意見陳述によるとおおむね以下のとおりである。

誤った文書特定の瑕疵により、本件処分は無効

行政情報開示決定等期間延長通知書に「第三者に関する情報が記録されており、その者の意見を聴取する」旨の記載があり当然、当該行政情報が作成保存されていると思われるので精査の上、再度決定し開示せよ

過去の総務部長通知によれば、適正な文書管理、説明責任の観点から、やむを得ず口頭報告を行った場合であっても、事後に報告書として文書を作

成することとされている。

開示請求にあたり、請求に係る行政情報には第三者（某病院）に関する情報が記載されており、第三者に意見を聴く必要があるとして、期間延長決定通知書が送られてきた。しかし、さいたま市は某病院に対してではなく、埼玉県に対して意見聴取を行っている。なぜ、さいたま市は埼玉県を第三者として意見聴取をしているのか。埼玉県を第三者として認めて良いのか。また、埼玉県から某病院に対して不開示部分の聴取を行い、その結果をさいたま市は埼玉県から意見聴取をし、不開示情報を特定の上、一部開示決定を行っている。しかし、一部開示決定にあたり、意見聴取をしたにも関わらず、さいたま市は記録を作成しておらず、どのような方法で不開示情報を特定したのか不明である。

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、弁明書によると、おおむね以下のように説明している。

- 1 本件処分の前に、審査請求人より平成29年2月9日付けで「都市経営戦略部及び東部地域・鉄道戦略部が保有する大学病院誘致及び土地の提供等に関する行政情報」（浦569）についての行政情報開示請求があった。この請求に対して平成29年2月23日付け都東鉄第1287号で「請求に係る行政情報には、第三者に関する情報が記録されており、その者の意見を聴取する必要がある、開示決定期間内での決定が困難であるため」を理由として、決定期間を平成29年2月23日の期限から平成29年3月24日に延長した。審査請求人より、この延長の理由を根拠とした行政情報について平成29年2月28日付けで「行政情報開示請求書 浦569の期間延長に関する起案文書等及び第三者に関する情報が記録された部分が見えるもの並びに意見を聴取したことがわかるもの」（浦624）として本件についての開示請求があった。この請求に対して、前段の「行政情報開示請求書 浦569の期間延長に関する起案文書等及び第三者に関する情報が記録された部分が見えるもの」については、18件の行政情報を特定し、条例第7条第2号、第3号に該当する部分を除いて開示決定をした。また、後段の「意見を聴取したことがわかるもの」については、浦569の開示請求後に埼玉県保健医療政策課から第三者に関する意見聴取を既に始めていたものの、聴取した内容等の記録を実施機関では作成していないことから不存在とした。このような理由により行政情報一部開示決定処分を行った。
- 2 審査請求人は、「本件決定処分を取り消せ」「第三者に関する情報が記録されており、その者の意見を聴取した行政情報を開示せよ」と主張しており、その理由として、誤った文書特定の瑕疵により、本件処分は無効であり、行

政情報開示決定等期間延長通知書に第三者に関する情報が記録されており、その者の意見を聴取した行政情報の旨の記載があることから、当然、当該行政情報が作成保存されていると思われるので、精査の上、再度決定し開示せよ、としている。

しかし、実施機関が第三者に関する情報を埼玉県から聴取した際には、本件処分において特定した第三者に関する情報が記録されている文書を用いて意見聴取を行っており、この聴取にあたって新たに作成した文書などの行政情報はない。

第4 審査会の判断の理由

1 本件審査請求について

本件対象行政情報は、審査請求人が平成29年2月9日に行った第三者情報を含む行政情報の開示請求に対して同月23日に行われた期間延長通知につき、この期間延長に関する起案文書及び当該第三者情報にかかる第三者に関する情報の記録部分及び意見聴取したことがわかるものである。

実施機関は、保有する期間延長通知に係る起案文書及び第三者に関する情報が記録された部分を、条例第7条各号に規定する不開示情報を除いて開示し、意見を聴取したことがわかるものについては、開示請求当時には作成、保有していなかったことから不存在という決定を行った。

審査請求人は、第三者に意見を聴取した行政情報があるはずだとして、本件審査請求を行ったものである。

2 本件処分の当否について

審査請求人は、本件審査請求にかかる開示請求（以下「本件開示請求」という。）以前の平成29年2月9日に開示請求を行っており、この開示請求に対して同月23日に期間延長が行われている。

実施機関は、本件開示請求がなされた平成29年2月28日時点で第三者に関する意見聴取を開始していたが、意見聴取の際にはすでに作成され本件対象行政情報として一部開示された文書を用いて行っており新たに文書を作成していないため、第三者に意見を聴取した行政情報は存在しないと主張しており、この主張に不自然・不合理な点はない。また、他に本件開示請求当時、本件対象行政情報のうち第三者に意見を聴取した行政情報が存在したことを窺わせる具体的な事情も確認することができないことから、不存在と認めるのが相当である。

したがって、本件審査請求に係る実施機関が行った処分は妥当である。

3 以上の次第であるから、本件審査請求は理由がないので、当審査会は前記第1のとおり答申するものである。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成29年 6月 8日	諮問の受理（諮問第459号）
②	令和 6年 3月21日	審議
③	令和 6年 4月18日	実施機関からの意見聴取及び審議
④	令和 6年 6月20日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学名誉教授
会長職務代理者	柴 田 雅 幸	行政経験者
委 員	中 澤 和 美	弁護士
委 員	水 口 匠	弁護士
委 員	龍 由 紀 子	弁護士

（五十音順）